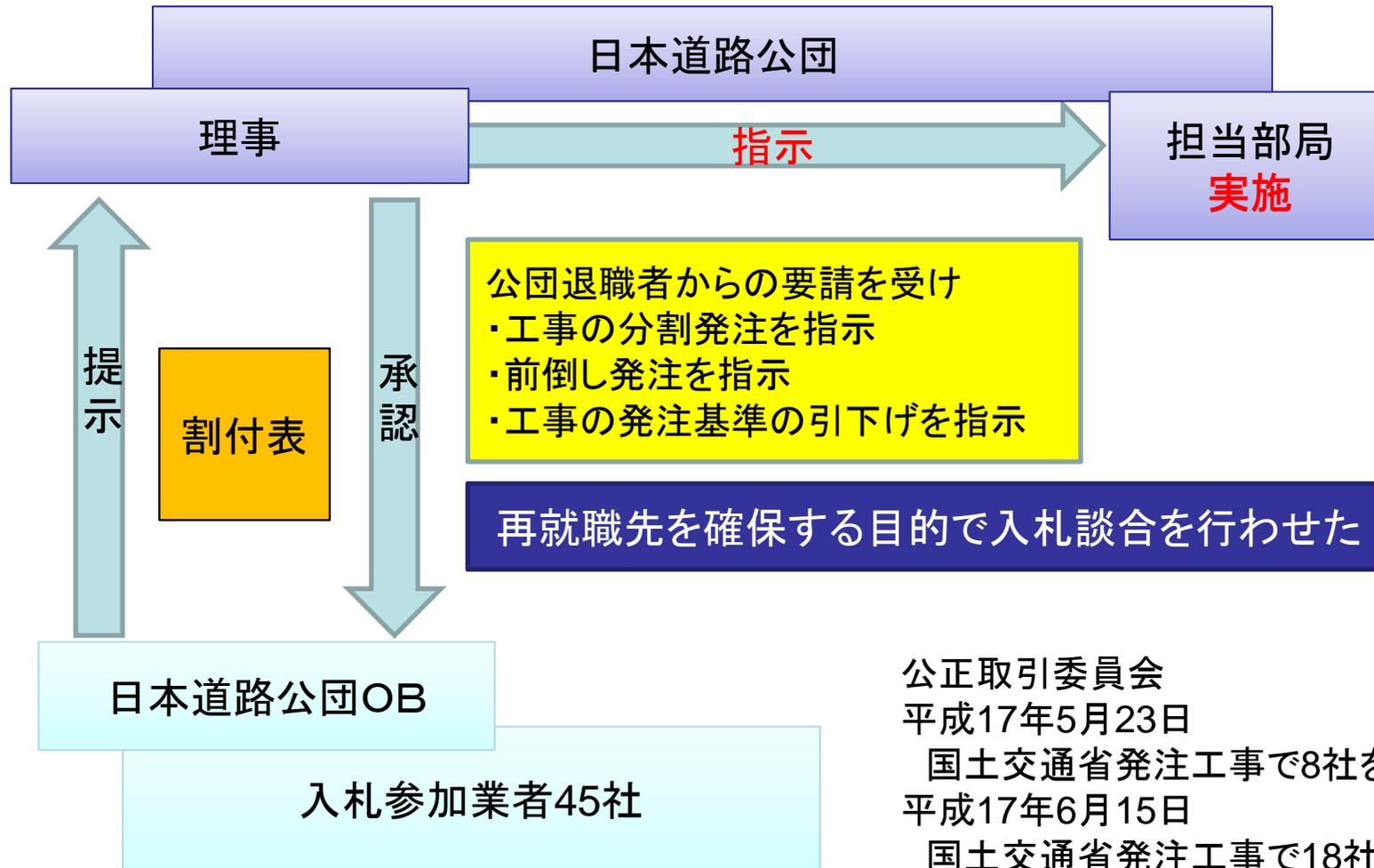


# 鋼橋上部工工事談合事案の概要



公正取引委員会

平成17年5月23日

国土交通省発注工事で8社を刑事告発

平成17年6月15日

国土交通省発注工事で18社を刑事告発

平成17年6月29日

道路公団発注工事で6社を刑事告発

平成17年9月29日排除勧告

# 鋼橋上部工工事談合事案の概要

## 受注調整

日本道路公団、東北・関東・北陸地整発注の鋼橋上部工工事談合組織(k会、A会)に属する橋梁メーカー50社が受注調整

## 排除勧告

平成17年9月29日 橋梁メーカー45社に独占禁止法違反で排除勧告

## 刑事告発

公正取引委員会は鋼橋上部工工事における独占禁止法違反容疑で橋梁メーカー26社を刑事告発

## 入札談合等関与行為

日本道路公団役員は、

- ①同公団退職者から「割付表」の提示を受け、承認する
- ②公団の退職者からの要請を受け、工事を分割発注させる
- ③工事の発注基準を引き下げさせた
- ④再就職の確保する目的で入札談合を行わせた

日本道路公団に官製談合防止法を適用

→ 再発防止対策などの改善措置要求

## 逮捕・起訴

公団理事と公団副総裁を独占禁止法違反（共同正犯）と背任罪で逮捕起訴  
理事：懲役2年（執行猶予3年）平成22年7月最高裁確定  
副総裁：懲役2年6月（執行猶予4年）平成22年9月最高裁確定  
受注業務に従事していた者：懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）

## 損害賠償

元副総裁及び元理事  
事業者との連帯債務として 総額86億8300万円  
背任罪判決で認定 4780万円

## 懲戒処分

- ① 支社長、副支社長、本社調査役等6名：文書嚴重注意又は口頭嚴重注意
- ② 関与行為が認められた職員28名：停職（3月など）又は減給（1月）
- ③ その他職員19名：戒告

# 事業者へのペナルティー

## 課徴金納付命令

公正取引委員会

課徴金総額 49社 141億2167万円  
(最大 8億5440万円)

## 罰金刑

東京高等裁判所

被告23会社に罰金額合計64億8千万円  
(1億6000万円から6億4000万円)

## 指名停止

東北地方整備局 26社 8ヶ月から18ヶ月

## 違約金

国土交通省 37社 総額約 43億5900万円

JH 25社 総額約 23億円

## 損害賠償請求

JH 49社 総額約 89億4400万円

## 株主代表訴訟

長年違法な談合を行ったことで上記の処分等により、会社に損害を与えたとして、社長等役員を株主が提訴